

**手続名**  
公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認

担当課・係（連絡先）

建築指導課・建築指導・住宅G（049-252-7127）

**手続説明**

・概要  
公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、承認を受け引き続き、当該公営住宅に居住することができます。

・要件  
承認申請ができる者は、同居承認を受けていた同居者のみで、次のいずれかに該当する場合は地位の承認はできません。  
①当該地位の承認を受けようとする者が、市営住宅の入居者と同居していた期間が1年に満たない場合。（当該地位の承継を受けようとする者が、入居決定者の入居時から引き続き同居している配偶者又は当該入居決定者の1親等の血族若しくは姻族で60歳以上の者又は18歳未満の者、身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者、知的障がい者に該当する者である場合を除く。）  
②当該地位の承認を受けようとする者の収入が、313,000円を超える場合。  
③入居者が、不正入居、家賃の滞納、毀損、保管義務違反、暴力団員、等に該当している場合。  
④60歳以上の者又は18歳未満の者、身体障害者、戦傷病者、精神障害者、知的障害者に該当する入居決定者の1親等の血族又は姻族で特に居住の安定を図る必要がある者以外の者。

・提出期限  
死亡又は退去の事実の発生した日以後30日以内に申請。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)  
・市営住宅入居決定者地位承継承認申請書  
・個人番号届出書  
・障害者手帳等の写し  
※世帯の状況によりその他の書類を提出していただくことがあります。

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/sumai/shiei\\_kenei\\_jutaku/shiei-kenei.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/shiei_kenei_jutaku/shiei-kenei.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし